

2025年度（第51回）丸紅基金 社会福祉助成金募集要項

社会福祉法人丸紅基金

丸紅基金（以下、「当基金」）は、丸紅株式会社（以下、「丸紅」）の拠出金により、1974年9月、厚生大臣の認可を受けて設立されました。翌1975年より、全国の福祉施設や団体が必要とする設備、機器、車輛、家屋の購入・改修、調査・研究活動などの資金助成として、毎年総額1億円の助成を継続し、2024年からはその額を最大3億円に拡大しました。

2025年度の助成金募集につきましては、下記のとおり実施いたします。

下記4. 申込方法でも記載しておりますが、本年度より応募形式がWeb申込に変更いたしましたので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 助成金額・件数

助成金総額は最大3億円とします。

1件当たりの助成金額の上限は300万円、下限はありません。

2. 助成の対象

当基金の助成は、日本国内で社会福祉活動を行う民間の団体が企画する事業案件（車両、備品、機材等の購入、施設改修、イベント・講座、出版、調査研究など）で、次の条件を具備するものを対象とします。

- 1) 申込者（実施主体）は、原則として社会福祉法人、NPO法人など非営利の法人であること。
（ただし、法人でない場合でも、3年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている団体は対象とする）
- 2) 明確な目的を持ち、実施主体、内容、期間が明らかであること。
- 3) 助成決定から1年以内に実施が完了する予定のものであること。
（2025年12月から2026年11月末の1年間で、申込案件が実施・完了される事業が対象）
- 4) 家賃・光熱費・人件費等、一般経費の補填でないこと。
- 5) 申込案件に、国や地方公共団体の公的補助が見込めないこと。また、他の民間機関からの助成（クラウドファンディング、寄付を含む）と重複しないこと

3. 選考基準

選考に当たっては、次の点を重視、配慮します。

- 1) 既存の社会福祉分野（障がい、高齢、児童・青少年）のほか、引きこもり支援、生活困窮者支援、子ども（地域）食堂、女性保護、地域コミュニティ活動など、行政の手が届きにくいと思われる案件。
- 2) 緊急性・重要性が高い案件。
- 3) 社会福祉に関する事業に従事する人々の環境改善・業務効率向上に役立つ案件。

- 4) 社会福祉の充実・向上に波及効果が期待できる、先駆的・ユニークな案件。
- 5) 直近3年度以内に当基金の助成を受けている団体からの申込は、優先度が低くなります。
- 6) 上記に該当する案件のうち、被災された団体の案件は優先度を上げます。

4. 申込方法（昨年度より大きく変更されていますのでご注意ください）

当基金のホームページ (<https://www.marubeni.or.jp/>) より“助成の申込みについて”－“助成金申込み”にアクセスのうえ、メールアドレスをご登録下さい。

（注）ご登録いただいたメールアドレスは今後の交信全てに使用されます点、あらかじめご留意下さい。

登録いただいたアドレス宛にURLが送付されますので、そのURLより必要事項を入力の上、下記必要書類をPDF形式でアップロードして下さい。（郵送での申込は受付対象外となりますのでご注意ください）

<必要書類>

- ① 定款（任意団体の場合は、会則・規約などの内部規定）
- ② 貸借対照表（直近のもの。法人単位のみで可。施設毎の諸表は不要）
- ③ 事業活動計算書（直近のもの。法人単位のみで可。施設毎の諸表は不要。法人によって書類名が異なる場合があるが、株式会社の損益計算書に相当するもの）
- ④ 団体・施設案内書（最近の活動状況の刊行物があれば併せて添付）
- ⑤ 案件の支出予定の補足資料（見積書、購入商品のパンフレット・カタログの抜粋、写しなど。
この補足資料の金額と申請書の金額は一致すること）

なお、登記簿謄本、役員名簿等の書類については追加でご提出をお願いする場合がございますので予めご了承下さい。

5. 申込受付期間

2025年5月1日（木）～6月30日（月）

（注）2025年6月30日23:59までに、必要事項を全て入力、必要書類を全て添付の上、提出された案件が対象。

6. 助成の決定、通知

助成先、金額は、選考委員会にて選考の上、理事会に諮り、決定します。

選考結果については、2025年10月下旬、当基金のホームページ上にて助成決定先を公表します（不採択の通知は行いませんのでご了承ください）。

7. 個人情報について

申込書等に記載されている個人情報は、選考、助成に関わる業務にのみ使用し、当基金の「個人情報保護方針」に準じて適切に管理します。

・丸紅基金個人情報保護方針：<https://www.marubeni.or.jp/privacy.html>

8. その他

- 1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる法人、団体からの応募は受け付けられません。
- 2) 申込は1団体1件に限ります。
- 3) 選考のために必要がある場合には、所定の添付書類の他に、更に詳しい書類を提出していただく、あるいは訪問調査をさせていただくことがあります。
- 4) 助成が決定した際は、所定の「承諾書」、その他必要書類を提出していただきます。その上で、当基金より助成金を銀行振込にて送金します。
- 5) 助成事業案件を実施した後、助成対象物件に当基金のロゴマークを貼付し、所定の「支出報告書」「完了報告書」を提出していただきます。
- 6) 助成実施から2年後に、助成事業案件のその後の状況について「現況報告書」を提出していただきます。

<問い合わせ・書類の送付先>

〒100-8088

東京都千代田区大手町1-4-2

社会福祉法人丸紅基金

電話 : 03-3282-3835/7592 FAX : 03-3282-9541

E-mail : mkikin@marubeni.com

HP : <https://www.marubeni.or.jp/>

以 上